

調査の概要について

1. 調査対象

玄海1～4号機及び川内1, 2号機における調査対象は別添のとおり。

2. 調査結果の概要

玄海1～4号機及び川内1, 2号機の原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器の調査対象全てについて、規格を上回る炭素濃度領域（炭素偏析部）が残っている可能性がないことを確認した。

玄海1, 2号機及び川内1, 2号機の原子炉容器上蓋

これらは、材料や製造管理が問題ないか確認するために、実機と同じ条件にて製造した原子炉容器上蓋において、炭素偏析が懸念される箇所の炭素濃度が、規格要求値を十分満足することが検証されている。

その検証された製造方法に従い製造されたことが確認できたことから、炭素偏析部が残っている可能性はない。

上記以外の原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器

これらは、製品の製造過程で、炭素偏析が懸念される部位を全て除去することとしていることが確認できたことから、炭素偏析部が残っている可能性はない。

以上